

地方公共団体が講ずべき サイバーセキュリティ対策の細目化について

(地方公共団体におけるサイバーセキュリティに関する支援策及び実効性確保の検討に係るワーキンググループのご報告)

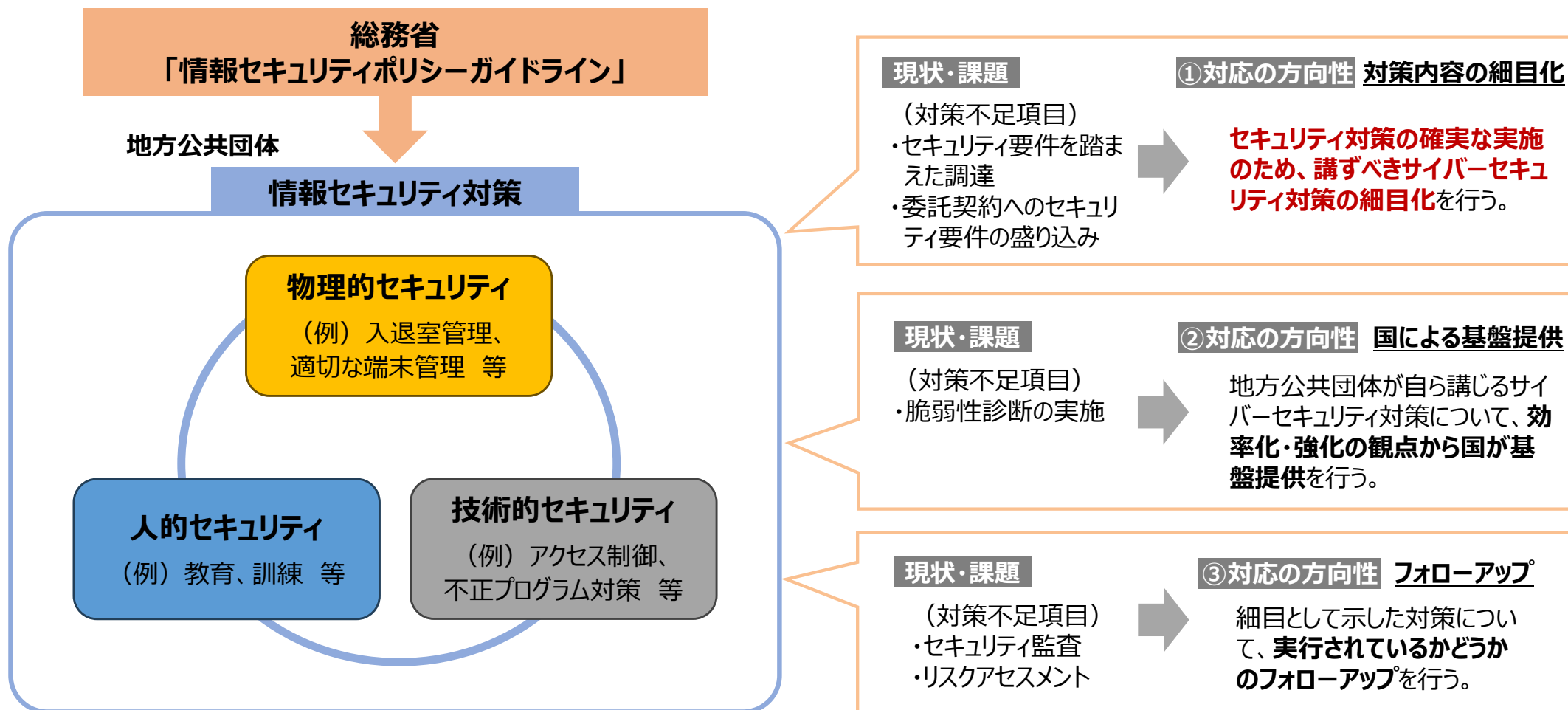


総務省

令和8年6月8日
自治行政局 住民制度課
サイバーセキュリティ対策室

【前提】現状・課題、対応の方向性

- 総務省は**技術的助言**として「情報セキュリティポリシーガイドライン」を示し、各地方公共団体において情報セキュリティポリシーを策定し、対策を実施。結果として、大半の団体は**最低限の物理的・人的・技術的なセキュリティ対策は実施済み**。
- 令和6年の地方自治法改正によって、サイバーセキュリティに係る必要な措置の実施は義務づけられたが、ガイドラインに記載されている対策の中には、**重要な事項でも実施率が低い項目がある**状況*。
- これらを踏まえると、**① 確実に実施すべきサイバーセキュリティ対策を細目化**した上で、**② 国においてもサイバーセキュリティ対策の基盤を提供**し、**③ 対策状況を把握・確認するためのフォローアップ**を実施していくことが必要。 *「2024年度 安全基準等の浸透状況調査」



実効性確保に向けた3つの施策

- ① 団体単独では導入・運用が困難な**高度かつ専門的サービス**等、国等が一括して行うことのメリットを十分に享受できる分野において、**積極的に支援**。
- ② 地方自治法に基づき、**地方公共団体が講ずべきサイバーセキュリティ対策について、細目化**。
- ③ 実施状況を**調査・評価**し、十分に**フォローアップ**する。

主な内容

【国等による支援】

- ✓ **重大インシデントレスポンス専門家チームの派遣制度化**
- ✓ **サプライチェーン・リスク対策も含めた相談を受け付ける相談窓口の設置**
- ✓ **地方版脆弱性診断システム（ASM）の基盤整備**
- ✓ 自治大・J-LISにおける**教育訓練等の充実**
- ✓ サイバーセキュリティ対策に係る**地方財政措置の拡充** 等

【都道府県による支援】

- ✓ 監査人等を含めた、サイバーセキュリティの**専門人材の確保・派遣等の人的な支援**等

主な内容

- ✓ 地方自治法§244条の5②に規定する法律上の義務の解釈として自ずと導かれる**根幹かつ基本的な対策事項について、省令で規定**。

§244条の5② 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。**

- ✓ 喫緊の課題である**サプライチェーン・リスク対策**についても、細目化と併せて**ガイドライン・通知等で可能な限り詳細な事項を示す**。

主な内容

- ✓ システム化による実施状況調査の効率化、地方公共団体の負担軽減。
- ✓ 実施状況の**フィードバック**を通じて、**セキュリティレベルの向上**につなげる。